

公示第19号

公 示

道路運送法第20条に掲げる「旅客」の考え方について

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第20条に掲げる「旅客」について、下記のとおり明確にしたので公示する。

平成19年5月18日

北陸信越運輸局長 有野 一馬

記

法第20条（禁止行為）に掲げる「旅客」とは、一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）による旅行業等を営む者をいう。以下、同じ。）との間で運送契約を締結し、旅行者との間の旅行契約により一般貸切旅客自動車に乗車する場合には、旅行者との間で旅行契約を締結して乗車する本来の「旅客」のことを指すものであり、旅行者の添乗員等として一般貸切旅客自動車に乗車する者は、同条に掲げる「旅客」に該当しないものとする。